二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市菅生町加納三の二、梅ケ沢三三の二、青木一一の八、一一の九、一八の三、千戸一八の二・一九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九の三、一九の四、菅生二五の二（次の図に示す部分に限る。）、二五の一、二五の三、六二、五反田町イドホラ六の二、二六の二、サラタジリ四の二、一六の二、一六の四、サラタ八の五、柿ケ坪一の三、二の二、柿平一二の二、千田町**櫛**毛一〇の五、二三の六、イナハ二五の三、明川町向田七の二一、フセタ三の二、大岩二六の九、キノコキ一一の三九、小沼一一の二、亀平一の二、一の一六、岩立八の一三、八の三二、八の五〇、八の九五、通リ洞一の三六、二タ宮町日陰一〇の二、一一の四、一一の五、下平樫一九の二、上平樫三〇の二、稲場貝戸一の一（次の図に示す部分に限る。）、一七の一、一二、二四、二六から二九まで、三〇の一、毛川四〇の一、四一の一、四三の一、四四・四五・四六・四七合併、五〇、平沢町牛ハミ一五の七、中ノ田三の二、日カゲ九の二、上切山町五升蒔五の二、一一の二、柿迫一一の二、陣出一の四、一三の二、一七の二、西ケ洞一の二、七の二、八の二、元札場三八の一（次の図に示す部分に限る。）、西樫尾町向田一の三、東深薄四一の一、小町満古九の二、寺田二九の四、五倫三二、三三の一、永野町賀指三七の二、新盛町細久古一〇の三、一〇の四、加瀬方一一の二、一三の二、梅ケ久古七の二、岩屋一〇の二、一一の三、石亀二八の二、二九の二、四六の四、大月二の五、森下三〇（次の図に示す部分に限る。）、桑田和町島ノ田一三の四、清水六、車貝戸二の二、東一〇、一一、一五、二七の一、二七の二、二九から三一まで、大蔵町横手山一一の二〇、川平三の三（次の図に示す部分に限る。）、三の二、三の四、森下一六の二、御蔵町畑中三六、三七、四〇、長沢一三の五、一三の七、一三の九、一三の一一、一三の一三、辻四二の一（次の図に示す部分に限る。）、二九の二、四二の二、四二の四、四二の五、玉野町日影二三の二、二三の三、富岡町西洞五、六の一、六の二、八、九の一、一〇の三、東渡合町日向西二七、二八、二九の一、日向東四から六まで、八、九の一から九の三まで、一〇、一一、一六から二四まで、日向中一五、一七、二三、東中山町寺田洞七の一、竜岡町狐塚二六二の一・二八〇・二八一・二八二合併・二八三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二七三、二八〇の一、塩井屋敷四一九、四二八、四二九、奉各三九三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

毛川四四・四五・四六・四七合併・五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、日向東九の一・一一・一六・一七・一九・二一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第十一回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成三十年一月十六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県流山市駒木百七十六番地　独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○東北地方整備局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十五日から二週間東北地方整備局及び同局南三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十五日

東北地方整備局長　津田　修一

一	道路の種類	一般国道
二	路線名	四十五号
三	指定する道路の部分	

区間	敷地の幅員	延長
釜石市片岸町第一地割一番三から同市片岸町第一地割二五番五まで	一三・〇〇～一七九・五一メートル	〇・三〇〇キロメートル

四　指定する期日　平成三十年一月十五日

○東北地方整備局告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十五日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十五日

東北地方整備局長　津田　修一

一	道路の種類	一般国道
二	路線名	四十五号
三	指定する道路の部分	

区間	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡山田町船越第二地割七番三四から同町船越第六地割五二番二まで	一六・九三～一七二・五七メートル	一・五七五キロメートル

四　指定する期日　平成三十年一月十五日

○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十五日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三条市猪子場新田字北家付六六六番一から同市猪子場新田字北家付七〇三番四まで	前	二三・九九～三一・四〇メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	二五・八二～三一・四〇	〇・〇一五

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十五日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	三条市猪子場新田字中谷内八四六番一から同市猪子場新田字北家付七〇〇番二まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月十五日